

○柳井市特別職報酬等審議会条例

平成17年 6 月30日 条例第185号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、柳井市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長等の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、柳井市の区域内の公共的団体等の代表者等その他住民のうちから必要の都度、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月30日 条例第195号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月26日 条例第 2 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月 8 日 条例第25号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。